

6/8

企業統治（コーポレートガバナンス）改革の一環として5月に「監査等委員会設置会社」が制度化された。日本独自の監査役会を廃し、取締役が監査する新しい統治モデルだ。移行を表明した上場企業は170社を超えたものの、実は従来型の「監査役会設置会社」が東証上場企業の9割以上を占めるのが現状だ。監査役会設置会社にこだわる企業のガバナンス改革の動きを追った。

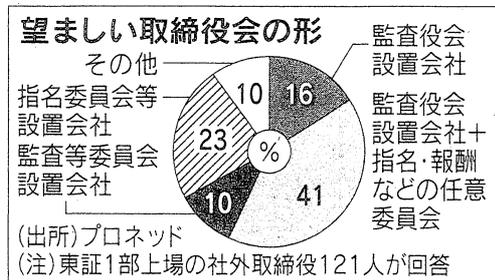
MS&ADインシユアランスグループホールディングスは5月、取締役会の下に「ガバナンス委員会」を設けた。企業統治について取締役会に提言する役割だ。

会社と利害関係のない独立社外取締役と会長、

# 監査役制のまま統治改革

## 社外取締役と交流／提言へ新組織

注  
務



▼監査役会設置会社  
企業統治形態のひとつ。監査役は取締役の業務執行を監督するが、取締役会での議決権がなく、監督機能が十分との意見があった。企業は「指名委員会等設置会社」、5月にできた「監査等委員会設置会社」を加えた3つの形態から選べる。

### 欧米流の「形」より実効性

社長の6人で構成。第1回会合では今月から東証が導入した企業統治指針（コーポレートガバナンス・コード）への対応を議論した。「予定時間を大幅に過ぎて活発な意見が出た」と総合企画部の山下信一郎次長は話す。

富士通は「独立役員会」は、「独立社外監査役と社長の6人で構成。第1回会合では今月から東証が導入した企業統治指針（コーポレートガバナンス・コード）への対応を議論した。」「予定時間を大幅に過ぎて活発な意見が出た」と総合企画部の山下信一郎次長は話す。

独立役員会を設けるの断に役立つことを期待しにも基準がない」

（木ノ内敏久）

独立社外取締役の情報格差を縮める効果が大きい」（富士通の丹羽正典）（富士通の丹羽正典「コーポレート法務部長」とみているからだ。

同社の役員任期は取締役が1年なのに対し、監査役は4年と長い。また社外取締役が会社と接する機会が月1回程度の取締役会だけなのに対し、社外監査役は内部監査部門との連携を通じ、多くの社内情報を持つ。両者が交流することで監督機能が上がる。

「監査役は取締役の権限は大きい。海外投資家に監査役制度の長所を訴えたい」という印象がある。著名（MS&AD）。「監査役との交流が社外取締役の判断に役立つことを期待しにも基準がない」

同社の取締役7人のうち5人は社外だが「見識、知見に加えて業務に十分な時間を割けるか」を選任の条件にしている。監査等委設置会社については「効果が今は分からない」と、監査役会設置会社を維持する方針だ。

人材紹介会社のプロネッド（東京・港）が社外取締役を対象に実施した調査では、望ましい取締役会の形として「監査役会設置会社」かその派生形を推す人が半数を超えている（CEO）だ。

「社外人材の起用は方向性としては正しいが、上場の型を変えれば質も上がる」というのは「ガバナンス」と形式重視のガバナンス論議を戒める。